

いわて若者U・Iターン支援金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、いわて暮らし応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するいわて若者U・Iターン支援金（以下「支援金」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援金（一般） 要綱別表第1に定める支援金（一般）をいう。
- (2) 支援金（新卒者） 要綱別表第1に定める支援金（新卒者）をいう。
- (3) 申請者 要綱第2第1号にいう移住者として、転入した県内の市町村（以下「転入先の市町村」という。）に対し、支援金の支給を申請する者をいう。
- (4) 世帯員 申請者の属する世帯に属する申請者以外の者で、支援金（一般）の算定の対象となるものをいう。

(申請者の要件)

第3 申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年3月14日以降に、進学又は転勤以外の理由により県外を転出し、定住の意思をもって転入先の市町村に転入したこと。
- (2) 転入先の市町村に転入届をし、当該市町村の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 転入先の市町村に転入した日（以下「転入日」という。）において40歳未満であること。ただし、当該転入日の翌日が40歳の誕生日である者を含む。
- (4) 転入先の市町村に、支援金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
- (6) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 日本人であること。
 - イ 外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 過去10年以内に、移住支援金（要綱第2第2号にいう移住支援金をいう。以下同じ。）の支給を受けるに当たって、その算定の対象となっていないこと。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合や、移住支援金の算定の対象となった際に18歳未満だった者が移住支援金の支給を受けた日から起算して5年以上経過し、18歳以上となった場合で、転入先の市町村が認める場合を除く。
- (8) 過去10年以内に、地方就職支援金（要綱第2第3号にいう地方就職支援金をいう。以下同じ。）の支給を受けていないこと。ただし、当該地方就職支援金を全額返還した場合を除く。
- (9) その他、転入先の市町村が支援金の支給の対象として不相当と認める者でないこと。

- 2 前項に掲げるもののほか、支援金（一般）の申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。
 - (1) 転入先の市町村に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、県外に居住し、県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。
 - (2) 転入先の市町村に転入する直前、連続して1年以上、県外に居住し、県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。
- 3 第1項に掲げるもののほか、支援金（新卒者）の申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。
 - (1) 県外の大学等又は高等学校等（要綱第2第6項及び第7項にいう大学等又は高等学校等をいう。以下同じ。）に在学し、転入先の市町村に転入する直前の3年以内に、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了したこと。
 - (2) 前号の在学した期間から転入先の市町村に転入する直前まで、県外に居住していたこと。ただし、在学中に県外から県内に転入し、又は卒業若しくは修了の後に県外から転入先の市町村以外の県内の市町村に転入したことについて、経済的事情その他のやむを得ない事情があると転入先の市町村が認める場合を除く。
- 4 第1項第2号の規定にかかわらず、県外の大学等又は高等学校等への進学に伴い、一時的に県外で居住していた者で、当該県外の大学等又は高等学校等への在学期間にわたり県内の市町村の住民基本台帳に記録されていたものが、支援金（新卒者）の支給を申請しようとする場合には、転入先の市町村は、申請者に対し、当該県外の大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した事実、転出元の県外の市区町村に居住していた事実及び転入先の市町村に居住している事実を証明する書類を提出させることをもって、県外からの転入の事実を確認することができるものとする。ただし、申請者は、申請の時点において、転入先の市町村の住民基本台帳に記録されていなければならない。
- 5 要綱別表第1の支援金（一般）の項に規定する要件のうち、移住支援金の補助対象経費の欄の1から4までに掲げる要件の適用については、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。
- 6 要綱別表第1の支援金（新卒者）の項に規定する要件のうち、移住支援金の補助対象経費の欄の1に掲げる要件の適用については、別表第2に掲げるとおりとする。
- 7 市町村は、要綱別表第1の支援金（一般）の項及び支援金（新卒者）の項に規定する市町村が別に定める要件を定めるに当たっては、当該市町村における若者の移住・定住対策の一層の推進に資するものとなるよう配慮するものとする。

（世帯員の要件）

- 第4 世帯員は、第3第1項第2号及び第5号から第9号までに掲げる事項の全てに該当するものとする。
- 2 世帯員は、県外からの転出の際に申請者と同一の世帯に属し、かつ、転入先の市町村への転入の際にも申請者と同一の世帯に属していなければならない。ただし、転出又は転入が申請者と同時でないことについて、やむを得ない事情があると転入先の市町村が認める場合を除く。

（支援金の額）

- 第5 支援金の額は、基礎額と加算額とを合算した額とする。
- 2 基礎額及び加算額は、別表第3のとおりとする。

- 3 市町村は、別表第3に掲げる各要件に該当する額について、それぞれ自らの負担により増額することができる。
- 4 市町村は、加算額について、自らの負担により、別表第3に掲げる要件及び額以外の要件及び額を定め、支給することができる。

(特定の用途を対象とする支給)

- 第6 市町村は、支援金の全部について、申請者が移住に要した費用のうち特定の用途に該当するものを対象として支給することとすることができる。
- 2 前項の特定の用途は、別表第4に掲げる費目の範囲内において、市町村が定めるものとする。
 - 3 申請者が移住に要した費用のうち特定の用途に該当するものとして転入先の市町村の定めるところにより申請する額の総額（以下「申請総額」という。）が、基礎額を下回る場合には、その者に対して支援金を支給しないものとする。
 - 4 申請総額が、基礎額以上の額であり、かつ、申請者が支給を受けることのできる支援金の額を下回る場合には、当該申請総額をもってその者に対して支給する支援金の額とする。
 - 5 申請者が移住に要した費用のうち、申請者が他の補助金等の交付を受ける際にその交付額の算定の対象となった費用については、支援金の支給の対象とすることができない。

(商品券等による支給)

- 第7 市町村は、支援金の全部又は一部について、金銭の支給に代えて、当該市町村及びその周辺の地域又は県内で主に使用することのできる商品券又はこれに類するもの（以下「商品券等」という。）を支給することができる。
- 2 商品券等を支給する場合、当該支給する商品券等の額面金額又はこれに相当する金額は、当該商品券等の購入金額を超えることができる。これにより、当該額面金額又はこれに相当する金額を含めた支援金の総額が、支援金の全部を金銭の支給とする場合の額を超えることは差し支えない。
 - 3 市町村が商品券等の支給をする場合、県から市町村に対する補助対象経費は、当該商品券等の購入金額とする。

(申請)

第8 申請者が転入先の市町村に提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 支援金（一般）

ア 支援金（一般）支給申請書

イ 申請者が本人であることを確認するために必要な書類

ウ 申請者が申請者の要件に該当することを確認するために必要な書類

エ 世帯員が世帯員の要件に該当することを確認するために必要な書類

オ 申請者が第11第1項に規定する移住定住施策に関する調査に回答したことを確認するために必要な書類

カ 申請者が移住に要した費用のうち特定の用途に該当するものを対象として支援金を支給する場合には、当該特定の用途に該当する費用の支払の事実を確認するために必要な書類

(2) 支援金（新卒者）

ア 支援金（新卒者）支給申請書

イ 前号イ、ウ、オ及びカに定める書類

2 前項の書類の様式例その他の細目については、別に定めるところによる。

3 市町村は、申請者からの支援金の支給の申請が、この要領に定める要件及び市町村が定める要件に該当すると認めるときは、予算の範囲内で、支援金を支給するものとする。

（申請期限）

第9 支援金の支給の申請は、転入日から起算して1年以内にこれをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、いわてお試し居住体験事業により県営住宅の一時使用をした者にあつては、当該一時使用の終了日又は当該一時使用の開始日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日（以下この項において「特例起算日」という。）から起算して1年以内にこれをしなければならない。この場合において、申請者は、特例起算日までに、当該県営住宅の所在する市町村に転入届をし、当該市町村の住民基本台帳に記録されていなければならない。

（返還）

第10 市町村は、支援金の支給を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、支援金の全額を返還させるものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市町村が認める場合は、この限りでない。

（1） 支援金の支給の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

（2） 申請日から起算して1年以内に、転入先の市町村から転出したとき。

（3） 申請日から起算して1年以内に、支援金の支給の要件となった職を辞したとき。

（4） 申請日から起算して1年以内に、支援金の支給の要件となった岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

（5） 支援金の支給の要件として市町村が定める要件に該当しなくなったとき。

2 市町村は、前項の返還事由が生じたときは、支給した支援金の額のうち県から交付を受けた補助金の額に相当する額を、県に返還しなければならない。

3 市町村は、第1項第2号の事由について、当該市町村が定める支援金の支給に係る規程において、1年を超える期間を定めることができる。この場合において、申請日から起算して1年を超えて当該市町村内に居住し、かつ、当該市町村が定める期間内に転出したときは、市町村が返還させる支援金の額は、支給した支援金の額のうち県から交付を受けた補助金の額を控除した額を上限とするものとする。

4 前項の場合において、市町村が返還させる支援金については、県への返還を要しないものとする。

5 市町村は、第1項ただし書の規定を適用しようとする場合には、あらかじめ、県に協議しなければならない。

（移住定住施策への協力）

第11 申請者は、県が申請者に対して実施する移住定住施策に関する調査に回答しなければならない。

2 支援金の支給を受けた者は、県及び転入先の市町村による移住定住施策に協力するよう努めるものとする。

(県境市町村の特例)

第12 他県の市町村に隣接する市町村は、当該他県の隣接する市町村から転入した者を、支援金の支給の対象としないことができる。

(県との協議等)

第13 市町村は、大学等又は高等学校等に準ずる学校等として知事が認めるものについての承認を受けようとするときは、あらかじめ、県に協議するものとする。

2 市町村は、支援金の支給に係る規程を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、県に知らせるものとする。

(書類の整備)

第14 市町村長は、支援金の支給に係る経理を明らかにした書類を整備し、当該支援金の支給に係る補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限の期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3関係)

要件	適用
就業	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 新規雇用者であること。 イ 勤務地が県内に所在すること。 ウ 申請者にとって三親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、市町村が認める場合は、この限りでない。 エ 週当たり勤務時間数が20時間以上の無期雇用契約により就業していること。 オ 就業した求人に対して応募した日が、当該求人が移住支援金の対象とする求人としてマッチングサイト(要綱第2第9号にいうマッチングサイトをいう。)に掲載された日以降の日であること。 カ 就業先の企業等に、申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。
起業	申請日において岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けた日から1年を経過しておらず、かつ、当該支援金の交付決定を受けて起業する事業について申請日から5年以上継続する意思を有していること。
専門人材	内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業しており、就業の項に掲げるア、イ、エ及びカに掲げる事項の全てに該当し、かつ、目的達成後の解散を前提とした

	個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした就業ではないこと。
テレワーク	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア 就業先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により県外から移住した場合であって、転入先の市町村を生活の本拠とし、転出元で従事していた業務を引き続き行うこと。 イ 転入先の市町村でテレワークにより週当たり 20 時間以上勤務し、原則として恒常的な通勤をしないこと。 ウ 内閣府が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、就業先の企業等から申請者に資金が提供されていないこと。

別表第 2（第 3 関係）

要件	適用
就業	別表第 1 の就業の項の適用の欄に掲げる事項の全てに該当するほか、就業した求人が、大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了して 3 年以内の、正社員として就業した経験を有しない者を対象とするものであること。

別表第 3（第 5 関係）

(1) 支援金（一般）

項目	要件及び額
基礎額	2 人以上の世帯（申請者及び世帯員（以下別表第 4 において「申請者等」という。）により構成される世帯） 25 万円 単身の世帯（申請者のみにより構成される世帯） 15 万円
加算額	申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において世帯員に 18 歳未満（当該 4 月 1 日の翌日が 18 歳の誕生日である者を含む。以下新卒者の加算額について同じ。）の者がある場合 当該世帯員 1 人につき 25 万円 申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において申請者が 18 歳以上 26 歳未満（当該 4 月 1 日の翌日が 18 歳又は 26 歳の誕生日である場合を含む。）である場合 5 万円 申請者が女性である場合 5 万円

(2) 支援金（新卒者）

項目	要件及び額
基礎額	15 万円
加算額	申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において申請者が 18 歳以上 26 歳未満（当該 4 月 1 日の翌日が 18 歳又は 26 歳の誕生日である場合を含む。）である場合 5 万円 申請者が女性である場合 5 万円

別表第 4（第 6 関係）

費目	内容
移住の準備に係る旅費	申請者等が、転入日の 3 か月前から転入日の前日までの間に、移住の準備のため、転出元から転入先の市町村への旅行に要した交通費及び宿泊費とし

	て、申請日までに支払った費用
移転に係る旅費	申請者等が、転出元から転入先の市町村への移転のため、当該移転に伴う旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転費	申請者等が、転出元から転入先の市町村への移転に伴う家財等の輸送のために要した費用として、申請日までに支払った経費（引越業者に支払った費用、レンタカー料金並びにレンタカーの使用に伴う燃料代及び道路の通行に係る料金等をいう。）
家賃	申請者等が、転入先の市町村において賃借して居住する住宅の家賃（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）として、申請日までに支払った費用（12か月分を上限とする。）（就業先の企業等から住居手当又はこれに相当する手当等が支給されている場合にあっては、当該支給された額を控除した額とする。）
住宅改修費	申請者等が、転入先の市町村において居住する住宅の改修（転入日の前後3か月以内に契約を締結したものに限る。）のために要した費用として、申請日までに支払った費用
運転免許取得費	申請者等が、普通自動車を運転することができる第一種免許を受けることを目的として、自動車教習所において教習を受け、その教習料金（転入日の前後3か月以内に教習の受講を開始したものに限る。）として申請日までに支払った費用（申請の際現に普通自動車を運転することができる第一種免許を受けている場合に限る。）